| 授業科目名 | 民事紛争処理手続論 | 期別 | 後期 | 授業形態 | 講義 |
|---|---|---|---|---|---|
| 担当者名 | 三隅　珠代 | 単位数 | 2 | 開講年次 | 3 |

**授業科目の概要**

民事紛争の内容を民事実体法の理論と要件に即して的確に把握し、紛争の進展状況に即した妥当な解決手段を選択する理論と技術を身につけることは、実務法曹に求められる基本的な能力である。この授業では、実際に発生した民事紛争事例をモデルとして使用しながら、第１に、多様な民事紛争と解決方法についての実践的な選択基準を理解し、第２に、原告と被告それぞれの立場から攻撃防御方法を考えつつ、要件事実を具体的に把握し、第３に、裁判外手続の実務についても対応しうる能力を修得する。

**到達目標**

⑴　民事紛争における対立点の内容を民事実体法の理論と要件に即して把握できるようになる。
⑵　多様な解決手段があることを知り、選択基準について理解する。
⑶　民事訴訟における争点の設定と手続の進行、主要な訴訟類型における要件事実の構成等について理解する。
⑷　具体的な紛争事例において主要事実と間接事実、事情等を把握し、証拠方法を選択できるようになる。
⑸　調停、仲裁、各種 ADR の手続について理解する。

**成績評価基準および方法**

レポート 20%、授業中の発言 50%、その他（出題の趣旨の把握等）30% にて評価する。評価の基準は、上記到達目標の達成度による。
（定期試験は実施しない。）

**テキストおよび参考文献**

司法研修所編『紛争類型別の要件事実』（法曹会）等を参考図書とするほか、学生が事例を検討して意見発表ができるよう、授業毎に適切な示談・和解・訴訟事例等に関する法律文書等をプリントして配付する。

**履修上の留意点、準備学習等（事前・事後学習）**

具体的事例を検討するので、事前にその事例で問題となる民法（特に債権各論）の分野および民事訴訟法の基本原理を基本書や参考図書を読むなど復習しておくこと。
授業後は、具体的事例で検討した分野以外の周辺分野を含めて基本書や参考図書等で確認するなど網羅的に復習をしておくこと。

**授業計画および内容等**

| | | |
|---|---|---|
| 第１回 | 「多様な民事紛争と解決方法」の１ | 「交渉と合意による解決」<br>～意思表示の通知、示談交渉の進め方と代理人の役割、合意の形成 |
| 第２回 | 「多様な民事紛争と解決方法」の２ | 「交渉と合意による解決」<br>～示談書の作成と紛争の再発防止、免責条項の効力など。 |
| 第３回 | 「多様な民事紛争と解決方法」の３ | 「裁判（保全手続の活用）」<br>～保全処分の種類、目的と役割、効果、保全手続の進め方、本案の関連等 |
| 第４回 | 「調停仲裁 ADR 等の手続と実務」の１ | 「民事調停の実務」<br>～民事調停の種類と手続の実際、調停委員の役割、調停条項と調停の効力など。 |

| | | |
|---|---|---|
| 第５回 | 「調停仲裁 ADR 等の手続と実務」の２ | 「弁護士会仲裁センター、各種行政関係 ADR の実務」<br>～弁護士会仲裁センターや各種 ADR の手続の実際、仲裁委員の役割、仲裁条項と仲裁の効力など。 |
| 第６回 | 「民事訴訟の進め方」の１ | 「要件事実の意義」<br>～裁判規範としての民法の組み立てと要件事実論、請求原因と抗弁・再抗弁<br>主要事実と間接事実・補助事実、事情等のとらえ方 |
| 第７回 | 「民事訴訟の進め方」の２ | 「争点の設定と証拠方法の選択」<br>～事案と可能な立証手段に即した争点の設定と証拠方法の提出等 |
| 第８回 | 「民事訴訟の進め方」の３ | 契約締結上或いは履行上の紛争と民事訴訟における攻撃と防御 |
| 第９回 | 「民事訴訟の進め方」の４ | 代理 |
| 第10回 | 「民事訴訟の進め方」の５ | 不法行為（交通事故）損害賠償請求事件と民事訴訟における攻撃と防衛 |
| 第11回 | 「民事訴訟の進め方」の６ | 債務不履行責任と不法行為責任の請求権競合と民事訴訟における攻撃と防御 |
| 第12回 | 「民事訴訟の進め方」の７ | 医療過誤損害賠償請求事件の訴訟手続 |
| 第13回 | 「民事訴訟の進め方」の８ | 建築環境紛争における訴訟手続 |
| 第14回 | 「債務名義と執行」の１ | 「判決以外の債務名義の効力」<br>～裁判上の和解の意義と役割、和解の理論と技術、和解条項・効果<br>和解調書による執行など。 |
| 第15回 | 「債務名義と執行」の２ | 「判決による強制執行」<br>～判決の意義と効果、判決の仮執行と執行停止<br>債務名義と強制執行手続の進め方など。 |
| **関連 URL** | | |
| | | |
| **備考欄** | | |
| | | |